

「新潟市立夜間中学設置基本計画(素案)」に対する 市民意見提出手続き(パブリックコメント)の実施結果について

新潟市教育委員会
教 育 総 務 課

「新潟市立夜間中学設置基本計画（素案）」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

■意見募集期間

令和7年12月22日（月曜）～令和8年1月20日（火曜）

■広報手段

- 市報にいがた、市ホームページに掲載
- 以下の場所において閲覧
 - ・新潟市教育委員会 教育総務課 夜間中学開設準備室
 - ・各区教育支援センター
 - ・各公民館（豊栄地区公民館、中地区公民館、中央公民館、亀田地区公民館、新津地区公民館、白根地区公民館、坂井輪地区公民館、巻地区公民館）
 - ・各図書館（中央図書館（ほんぽーと）、豊栄図書館、亀田図書館、新津図書館、白根図書館、坂井輪図書館、西川図書館）
 - ・市政情報室（市役所本館1階）
 - ・各区役所
 - ・各出張所

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：12名（提出方法：FAX 5名、電子メール6名、直接持参1名）
- ・意見数：42件
- ・案の修正：0件

■結果公表場所（閉庁日、休館日は除く）

- ・新潟市教育委員会 教育総務課 夜間中学開設準備室
- ・各区教育支援センター
- ・各公民館（豊栄地区公民館、中地区公民館、中央公民館、亀田地区公民館、新津地区公民館、白根地区公民館、坂井輪地区公民館、巻地区公民館）
- ・各図書館（中央図書館（ほんぽーと）、豊栄図書館、亀田図書館、新津図書館、白根図書館、坂井輪図書館、西川図書館）
- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・各区役所（設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください）
- ・各出張所

■結果公表日

令和8年2月18日（水曜）

■問い合わせ先

新潟市教育委員会 教育総務課 夜間中学開設準備室

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地（ふるまち庁舎4階）

電話：025-226-3180 FAX：025-226-0030 E-mail：somu.ed@city.niigata.lg.jp

**「新潟市立夜間中学設置基本計画（素案）」に対するパブリックコメントに寄せられた
ご意見及び市の考え方**

お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約し、掲載させていただきました。ご了承ください。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
IV 新潟市が設置する公立夜間中学の在り方				
1	P11 2 目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点	<p>(2) を (1) とし、(1) を (2) とする。</p> <p>【理由】教育基本法前文にもある通り、まず日本国憲法の精神である個人の尊厳・基本的人権の尊重があって、はじめて、「多様なニーズに応じた、一人一人の可能性を引き出す学習指導」及び「生徒が、自分らしく豊かな社会生活を送るための教育活動や支援体制」ができると思います。3つの視点の中で最も、それに近いのは、文案の(2)と思われます。言い換えれば視点(2)があって、はじめて視点(1)、(3)が可能になると思います。なお、(2)を(1)に置き換えて、さらにその上で基本的人権の文言を入れる必要があると思います。それについては次に記します。</p>	<p>夜間中学に求められる重要な役割は、学齢期に十分な教育を受けられなかつた方々に教育の機会を保障することであるから、新潟市立夜間中学が目指す姿として『生徒一人一人の「学びたい」という思いにこたえる』ことを冒頭に示し、その姿を実現するために必要な学校づくりの視点として、「学習指導」の視点を第一に示しました。</p> <p>ご意見の通り、生徒一人一人の基本的人権が尊重され、学校が安全・安心な環境であることは、夜間中学に限らず、すべての学校において学校運営の基盤となるものです。項目の順番は入れ替えませんが、安全・安心な居場所づくりを推進していきます。</p>	無
2		<p>(学校づくりの視点(2)を(1)とした上で)冒頭に「基本的人権の尊重の理念にたち」を追加し、「基本的人権の尊重の理念にたち、お互いの違いを認め合う学校風土…」とする。</p> <p>【理由】なぜ、お互いの違いを認め合うことが必要か、ということへのはつきりとした位置づけ、基本的人権の尊重の明言化が必要だと思います。なお教育基本法前文には教育を行う上での前提として日本国憲法にある個人の尊厳が明言されています。</p>	<p>文言の変更は行いませんが、本市の教育の方向性を示した「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」に則り、人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成に向け、学校づくりを推進していきます。</p>	無
V 新潟市が設置する公立夜間中学の枠組み				
3	P12 1 設置予定場所	<p>設置予定場所は明鏡高等学校内ではなく、JR新潟駅付近にするべきと考えます。他県の事例から、入学希望者は高齢者か日本語を母語としない方が多くなると思われ、明鏡高校の立地は、そのような方々には通学が困難と予想されます。</p>	<p>設置場所は、国が定める「中学校設置基準」を満たし、習熟度別学習を行うための一定数の教室や職員室となるスペースを確保できる施設であることが必要です。こうした条件を満たし、公共交通機関の利便性などを踏まえて検討した結果、新潟市立明鏡高校を設置予定場所としました。</p>	無
4		<p>設置予定とされている市立明鏡高等学校は、新潟駅から遠く、通学の便には困難性を伴います。義務教育段階の学びが保障されなかつた方には「路線バスの経路図画よく読めない」などの形で公共交通機関の利用に困難性を持つ方もいます。新潟駅周辺で設置する、もしくは新潟駅付近からの送迎の方法を検討するなどの配慮が必要です。</p>	<p>公共交通機関の時刻に配慮した校時表を組むとともに、必要に応じてバス等の公共交通機関の利用の仕方にについて学習する機会を設けるなどし、少しでも生徒が通学しやすい環境づくりに努めます。</p>	無
5		<p>設置予定とされている市立明鏡高等学校は、新潟駅から遠く、通学の便には困難性を伴います。義務教育段階の学びが保障されなかつた方には「路線バスの経路図画よく読めない」などの形で公共交通機関の利用に困難性を持つ方もいます。新潟駅周辺で設置する、もしくは新潟駅付近からの送迎の方法を検討するなどの配慮が必要です。</p>		無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
6	P12 1 設置予定場所	場所が遠い。就学する人は、ほとんど車がなく、公共交通手段に頼るしかない。スクールバスがあるならまだしも、バスの存続もきびしい状況で、もっと交通手段がない人にも配慮してほしい。	設置場所は、国が定める「中学校設置基準」を満たし、習熟度別学習を行うための一定数の教室や職員室となるスペースを確保できる施設であることが必要です。こうした条件を満たし、公共交通機関の利便性などを踏まえて検討した結果、新潟市立明鏡高校を設置予定場所としました。	無
7		設置予定とされている市立明鏡高等学校は、新潟駅から遠く、通学の便には困難性を伴います。義務教育段階の学びが保障されなかつた方にはバスの路線図を読み取ることが苦手だったりするなど、公共交通機関の利用に困難性を持つ方もいます。新潟駅周辺で設置するか、もしくは新潟駅付近からの送迎の方法を検討するなどの配慮が必要です	公共交通機関の時刻に配慮した校時表を組むとともに、必要に応じてバス等の公共交通機関の利用の仕方について学習する機会を設けるなどし、少しでも生徒が通学しやすい環境づくりに努めます。	無
8	P12 1 設置予定場所 P13 5 入学対象者	入学対象者について、学齢期の中学生でも、中学校の不登校者も受け入れる方向でどうでしょうか。学びの多様化学校も設立されつつあります。昼間の学校では通うことができなくても夜間では何とか通える可能性もあります。 そう考えると設置場所として、新潟駅周辺の通いやすい場所がいいのではないかでしょうか。	不登校・不登校傾向の学齢生徒の居場所づくりや学びの保障のあり方については、様々な視点からの議論が必要です。夜間中学における学齢生徒の受け入れについては、今後、本市の不登校対応の全体的な方針を議論していく中で検討していきたいと考えていますが、開校時点での夜間中学の入学対象は、学齢期を過ぎた方とします。 設置場所は、国が定める「中学校設置基準」を満たし、習熟度別学習を行うための一定数の教室や職員室となるスペースを確保できる施設であることが必要です。こうした条件を満たし、公共交通機関の利便性などを踏まえて検討した結果、新潟市立明鏡高校を設置予定場所としました。	無
9	P13 5 入学対象者	入学対象者は義務教育を受けるべき年齢を過ぎた人に限らず、現役の中学生も含めるべきと考えます。他県には「学びの多様化学校」を兼ねる事例もあり、不登校生徒に多様な選択肢を認めることが必要と考えます。	不登校・不登校傾向の学齢生徒の居場所づくりや学びの保障のあり方については、様々な視点からの議論が必要です。夜間中学における学齢生徒の受け入れについては、今後、本市の不登校対応の全体的な方針を議論していく中で検討していきたいと考えていますが、開校時点での夜間中学の入学対象は、学齢期を過ぎた方とします。	無
10		入学対象者には「義務教育段階の学びを求めるすべての人」「国籍や年齢を問わない」「学生生徒を含む」など、国の示す「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する基本指針」（平成29年 文部科学大臣決定）にもとづき夜間中学校への多様な生徒の受け入れを求めている趣旨を踏まえたものにしていくべきです。そのため「学びの多様化学校」に指定することも必要です。		無
11		入学対象者には「義務教育段階の学びを求めるすべての人」「国籍や年齢を問わない」「学生生徒を含む」など、国の示す「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する基本指針」（平成29年 文部科学大臣決定）にもとづき夜間中学校への多様な生徒の受け入れを求めている趣旨を踏まえたものにしていくべきです。そのため「学びの多様化学校」に指定することも必要です。		無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
12	P13 5 入学対象者	入学対象者には「義務教育段階の学びを求めるすべての人」「国籍や年齢を問わない」「学生生徒を含む」など、国の示す「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する基本指針」（平成29年 文部科学大臣決定）にもとづき夜間中学校への多様な生徒の受け入れを求めている趣旨を踏まえたものにしていくべきです。そのため「学びの多様化学校」に指定することも必要です。	不登校・不登校傾向の学齢生徒の居場所づくりや学びの保障のあり方については、様々な視点からの議論が必要です。夜間中学における学齢生徒の受け入れについては、今後、本市の不登校対応の全体的な方針を議論していく中で検討していきたいと考えていますが、開校時点での夜間中学の入学対象は、学齢期を過ぎた方とします。	無
13		入学対象者について、①、②の理由が書いてあるが、外国籍の人に対しては、明確に日本のこと勉強したいからという理由も含めるように書くべきで、そうでないとわからないのではないか？	公立夜間中学は、学齢期に十分な教育を受けることができなかつた方に、教育を受ける機会を提供する場であることから、「①様々な理由により、義務教育を修了していない方」、「②中学校を卒業しても、不登校等の理由により、中学校の授業を十分に受けることができなかつた方」のいずれかの要件に当てはまる学齢経過者を入学対象者としています。 ①又は②の条件を満たさず、「日本のこと勉強したいから」という理由だけの方は入学できません。	無
14		①、②の次に以下を加える。 ③様々な理由により出身国での義務教育を修了していない外国籍の方、④日本及び出身国での義務教育は終えたが、様々な理由により学校での授業を十分に受けることができなかつた外国籍の方、⑤日本の義務教育の授業や、日本の文化、習慣、社会知識等を学びたい方。 【理由】国籍は問わないことは明記してあるが、外国籍の人も入学できることを具体的に記した方がわかりやすい、と思います。当事者に届くような説明を可能な限りしていただきたいと思います。	国籍によって入学要件は変わらないことから、国籍ごとに分けずに記載しています。外国人住民をはじめ、学びを必要としている方にしっかりと情報が届くよう、関係機関との連携しながら夜間中学について周知していきます。 なお、ご提案の⑤について、①又は②の条件を満たさず、「日本の義務教育の授業や、日本の文化、習慣、社会知識等を学びたい」という理由だけの方は入学できません。	無
15	P13 6 入学時期	入学時期は「原則4月」としていますが夜間中学校に通学するかどうかを迷い、悩む生徒さんが多い現実があります。そのため、入学時期は「随時入学」とすべきです。そのようにしている他県の公立夜間中学校があります。	生徒一人一人の学習状況や、日本語の習得状況などを入学前に丁寧に把握し、必要な準備を行った上で生徒を受け入れることが望ましいと考えており、開校段階では「原則4月入学とし、個々の状況に応じて後期開始からの入学も可能」としますが、それ以外の時期での入学を希望する場合は、個々の状況を確認した上で、学校見学や体験入学の形で受け入れることを検討します。	無
16		入学時期は「原則4月」としていますが夜間中学校に通学するかどうかを迷い、悩む生徒さんが多い現実があります。そのため、入学時期は「随時入学」とすべきです。そのようにしている他県の公立夜間中学校があります。	なお、入学に関する相談は、年間を通して随時対応します。	無
17		入学時期は「原則4月」としていますが夜間中学校に通学するかどうかを迷い、悩む生徒さんが多い現実を考えると「随時入学」とすべきです。		無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
18	P13 8 修業年限	修業年限は原則3年（最大6年）に限らず無期限にすべきであり、少なくとも原則9年とすべきと考えます。他県の事例や県内の調査では、高齢者には小学校を修了していない方や、若年層でも小学校を不登校等の理由で形式卒業している方が少なからずいます。しかも、仕事や家庭の事情、心身の事情で毎日の通学が困難な方も少なくないことは、他県の事例や県内の自主夜間中学校の事例から明らかです。少なくとも小中学校9年間の学習を取り戻すため、同等の期間を保障すべきです。	公立夜間中学は、修業年限や教育課程に関する事項は学校教育法の規定に沿うことが原則であり、本来の修業年限は3年となります。 一方、年齢や国籍、学習歴などが異なる生徒に合わせて、特別の教育課程を編成することが認められており、修業年限についても、柔軟に対応している先行事例が多くあります。 新潟市立夜間中学においては、他都市の先行事例を参考にしながら、修業年限の上限を「最長6年」としますが、開校後の生徒の状況を踏まえながら、修業年限の望ましいあり方について、継続して検討していきます。	無
19		最大6年となっているが、柔軟に対応できないでしょうか。せめて義務教育の小学生からのやり直しも含めて、最低9年は必要ではないでしょうか。		無
20		知人に教育機会に恵まれず夜間中学校の開校にとても期待している人がいるため、皆様の夜間中学校の開校へ向けたご尽力を大変ありがたく感じております。一方で、知人は小学校から中学校までの課程を学ぶのに修行期間が3年（最大6年）であることで勉強についていけるか不安を感じ入学を迷っています。文科省のHPにも書いてあったので原則3年の枠組みは変えられないと思いますが、他県では校長の判断により留年を認める学校もあり、新潟市の基本計画（案）にもその件の報告が上がっていることから、ぜひ柔軟な対応をご検討いただけだとありがたいです。素案に書いてあった「生徒一人一人の『学びたい』という思いにこたえ、豊かな社会生活を支援する学校」に大変感銘を受けました。1日も早い開校に向けて頑張ってください。		無
21		修業年限は「原則3年最長6年」としていますが、読み書きの基本から学習に取り組む生徒さんの存在を考慮すると、小中学校の就業年数の「9年」を最低、もしくは「在学期間の制限を設けない」などの配慮が必要です。そのように定めている他県の事例が多くあります。		無
22		修業年限は「原則3年最長6年」としていますが、読み書きの基本から学習に取り組む生徒さんの存在を考慮すると、小中学校の就業年数の「9年」を最低、もしくは「在学期間の制限を設けない」などの配慮が必要です。そのように定めている他県の事例が多くあります。		無
23		修業年限を原則3年、最長で6年としているところを、「期限はなし」としていただきたい。 【理由】特に日本語が不安な人々には短いように思います。学習言語の習得には、最低でも5年かかると言われていますし、働きながら、ということもあります。もともと様々な状況の方々が学習することを考えると期限を設ける必要があるのか疑問です。		無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
24	P13 8 修業年限	在学期限が短すぎる。カリキュラムを一般的な長さで学習できるわけではない。夜間中の事例を見ると20年や期限ない、自分で決めるという例もある。みんなが同じ年数かかるわけではない。	公立夜間中学は、修業年限や教育課程に関する事項は学校教育法の規定に沿うことが原則であり、本来の修業年限は3年となります。 一方、年齢や国籍、学習歴などが異なる生徒に合わせて、特別の教育課程を編成することが認められており、修業年限についても、柔軟に対応している先行事例が多くあります。	無
25		法の精神に基づき、夜間中学は義務教育段階の普通教育の機会の確保のための期間としてください（最低9年間）。卒業の認定も、3年間にこだわる必要もないと思われる。	新潟市立夜間中学においては、他都市の先行事例を参考にしながら、修業年限の上限を「最長6年」としますが、開校後の生徒の状況を踏まえながら、修業年限の望ましいあり方について、継続して検討しています。	無
26		修業年限は「原則3年最長6年」としていますが、読み書きの基本から学習に取り組む生徒さんの存在を考慮すると、小中学校の就業年数の「9年」を最低、もしくは「在学期間の制限を設けない」などの配慮が必要です。	なお、学習履歴や本人の意向を踏まえ、教育上の支障がないと判断した時は、第2学年や第3学年からの入学を可としますので、この場合、それぞれ2年、1年で卒業することが可能です。	無
27	P14 10 教育課程 (3) 学習する教科	英語の授業について、英検取得をコアにしたカリキュラム（授業）を組み立てていただきたい。学びの意欲とモチベーションを持続させ、達成感を享受できるように英検の取得を目指した授業を構築してほしい。各自取得目標級を設定させそれに向かって努力することに意義を感じるようになれば生徒の生き方にも良い影響を与えると考える。英検には今後6級、7級も新設されるのでチャレンジする選択肢も増える。受験料の一部補助も市で考えていただければなおよい。	様々な検定の受検を含めた具体的な授業の内容や進め方については、実際に入学する生徒の状況やニーズに合わせて検討する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	無
28		新潟市立夜間中学の枠組みの（10）教育課程の③学習する教科のところで、国語、社会、数学、外国語（英語）などに関してですが、これらの教科に対して、意欲的かつチャレンジ精神旺盛な生徒に対して、検定試験の受験を勧めてみてはどうか。受験料は自己負担でいいと思う。例えば、国語なら漢字能力検定、文章力検定など、社会ならニュース検定、歴史検定、地理検定、世界遺産検定など、数学なら数学検定、英語なら英語検定、TOEICなど、外国籍の方に対しては日本語能力検定の受験を勧めてみてはどうか。生徒の持っている能力に応じて、検定試験のグレードにチャレンジをして能力を高めていく必要があるのでないか。そうすることによって、生徒の持っている能力を伸ばし、将来に向けての貴重な財産となり、社会の役に立つ人材の育成につなげていけるものと考える。		無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
29	P14 10 教育課程 (3) 学習する教科	<p>体育祭や修学旅行等の学校行事の実施の検討についてである。体育祭は平日の夜間にに行うのですか。土、日曜日の日中にに行うのですか。夜間となると体育館で行うのですか。土、日曜日の日中に行うのならグラウンドで行うのですか。体育祭を行うとなるとチームを作り、パネルや衣装の準備をしたり、競技などのトレーニングやら準備が必要になってくる。競技の用具等を準備したり、競技プログラムを作ったりなどの準備をしたり、教員の負担もさることながら、生徒の方も仕事や子育てなどの不安があつたりして、体育祭を行うのは難しいのではないかと考える。むしろ、体を動かす球技大会のようなものにしたらどうか。</p> <p>修学旅行は学校生活の中で一番心に残る思い出の一つと挙げられる行事である。夜間中学へ通う生徒は社会人の方がほとんどであり、社会のマナーにおいてはわきまえているものと考える。認めていいと思う。ただ、修学旅行は教育の一環なので、飲酒や喫煙に関しては可能な限り、旅行中は控えて頂きたいものである。</p>	<p>学校行事を行う場合の具体的な内容や実施時期・時間帯などについては、生徒の年齢層や昼間働いている方などに配慮したものになるよう、検討していきます。</p> <p>夜間中学の生徒は大半が成人の方となるため、修学旅行を含む学校の教育活動中のルールについては、昼間の中学校と異なる対応が必要となります。法令等の順守に加え、市民の方から誤解を受けないよう配慮しながら、ルール作りを進めていきます。</p>	無
30	P16 12 生徒への支援体制 (3) 日本語に不安のある生徒への支援	<p>日本語に不安のある生徒への支援について、日本語に不安のある生徒が、日本語での教科学習に適応し、安心して学校生活や社会生活を送ることができるよう、日本語指導協力者又は教員による日本語学習の実施を検討しますとあるが、英語等外国語のできる教員を優先して配置することも有力な対応策ではないか？</p>	日本語学習を行う場合は、必要な人材の配置に努めます。	無
31		<p>文中に「日本語教育専門家と連携し」を追記し、「…送ることができるよう、日本語教育専門家と連携し、日本語指導協力者…」とする。</p> <p>【理由】学校生活や社会生活を送ることができるようにするためには、日本語指導者や教員だけでは不十分であり、それに見合う複文化主義に基づいた総合的な学習支援を行う必要があり、日本語教育専門家との連携が必要と考えます。</p>	職員体制について具体的に検討する際の参考とさせていただきます。	無
32	P16 12 生徒への支援体制 (5) 関係機関と連携した支援	<p>文中に「日本語教育専門家ないし多文化コーディネーター」を追加し、「…外国人住民支援、社会教育、日本語教育専門家ないし多文化コーディネーター等…」とする。</p> <p>【理由】外国人の社会生活上の問題解決や就労、進学、社会生活の充実等を行うためには、単に外国人住民支援だけでは不十分であり、総合的に各関係機関をコーディネートする役割が必要と思います。</p>	関係機関と連携した支援体制について具体的に検討する際の参考とさせていただきます。	無
33		<p>文中に「進学」を追加し、「…就労、進学、社会生活の…」とする。</p> <p>【理由】進学についても、将来の就労や社会生活とも関係するため、学校や教育委員会内のみで進めるのではなく、様々な機関との連携が必要と考えます。</p>	関係機関と連携した支援の目的のうち、進学に関することは、「社会生活の充実等」に含めて考えています。記載内容は変更しませんが、高校等への進学に関わることについても、必要に応じて関係機関と連携しながら対応していきます。	無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
34	P16 12 生徒への支援体制	生徒への支援体制のところで、生徒への安全対策が入っていないのが気になっている。現在から2年前には能登半島地震が発生し、多くの被害をもたらしました。既存の学校にも地震の被害が発生し、学校が休校し、学びの機会を失うことがありました。地震後、生徒達は建物が損壊し、不自由な思いをしながらも、学ぶことに対して、たゆまぬ努力を続け、懸命に乗り越えていました。他にも火災、台風などの自然災害も発生することもある。生徒への避難訓練も必要であると考える。さらに、学校への不審者対策も必要なのではないか。学校を守るためにも学校内の巡回の他に防犯カメラの設置も必要なのではないかと思う。	自然災害や火災、不審者対応等に対する訓練は、昼間の中学校と同様に実施します。このことについて、本設置基本計画の中には記載しませんが、今後、策定する学校の教育計画の中に記載する予定です。 防犯カメラの設置など必要な防犯対策については、現在検討しています。	無
35	P17 13 その他(4) 給食	給食について、給食の提供は必要と考えます。夜間の学習時間を考慮すれば、少なくとも軽食程度の提供をすべきです。	授業時間を定めるにあたり、昼間、働いてから登校する方や、公共交通機関で下校する方に配慮する必要があり、給食を実施するための必要な時間を確保することができないことから、給食は実施しないことにしました。 軽食の提供については、開校後の生徒のニーズを踏まえて検討します。	無
36		給食については「給食の提供は行いわない。持参したものを休み時間に食べることは可能です」と書いてある。現在、食料の物価高騰が続いている、食料品の値上げがさかんに行われている。弁当もパンもお菓子、飲み物も値上げしているのが現状である。物価高で生活が苦しい生徒もいると思う。物価高がいつまで続くかわかりません。給食ですが、学校の方で可能な限り、安価でパンと飲み物だけでも提供できないか再度検討して頂きたい。		無
37	P18 13 その他(7) 教職員の研修体制	文中に「基本的人権尊重・共生社会への理解力」を追加し、「…生徒対応力、基本的人権尊重・共生社会への理解力等の向上に…」とする。 【理由】夜間中学の目指す姿勢の中にもあるように、誰もが安心して通学し、居心地よく過ごせる学校になるためには、教職員の方々に人権教育の重要性を知っていただき、理解していただく必要があると思います。	当該箇所では、夜間中学に勤務する教職員として、特に求められる資質・能力について記載しています。 教職員の人権意識の向上に向けた取組については、「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～（前期実施計画）」の中に示していることから本設置基本計画には明記しませんが、新潟市立夜間中学においても、他の新潟市立学校園の教職員と同様に、人権意識向上に向けた研修を進めていきます。	無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
その他全般				
38	その他全般	ニーズ調査の結果より、外国籍の方は、「日本語の勉強をしたいから」、「小学校や中学校の勉強をしたいから」、「日本の文化や社会について勉強したいから」という理由が多いが、ここは重要なポイントだと思う。この調査は外国籍の人達に対しては人数的に十分ではないかもしれないが、日本人とは異なる視点に十分注意する必要がある。	ご意見の通り、ニーズ調査では、国籍によって、夜間中学に通いたい理由が異なる傾向が見られます。そうしたことに加え、夜間中学に求めるニーズは、国籍に限らず個々に異なることも踏まえながら、生徒一人一人の「学びたい」という思いにこたえるための教育活動を進めていきます。	無
39		教育委員会の方からも、他市である新発田市の自主夜間中学を参考にしながら、更なる検討を進めて頂きたい。	新潟市立夜間中学設置基本計画の策定にあたっては、新発田自主夜間中学校をはじめ、生徒の支援に関わる各関係機関・団体の関係者からご意見を伺ってきました。今後も各関係機関・団体と連携しながら、より良い新潟市立夜間中学になるよう取り組んでいきます。	無
40		本設置基本計画素案は、有識者会議での検討を経て作られたものと理解していますが、その有識者会議のメンバーに他県の夜間中学校での実践や公立夜間中学校の立ちあげにかかわったことのある実践者、実務者が入っていないことに、不安を持ちます。改めて、有識者会議もしくは担当者会議などの場で、公立・自主夜間中学校の運営や立ち上げにかかわった実践者の方からの意見を聴取して、素案の内容の精査を丁寧に行うべきであると私は考えます。なぜかというと、夜間中学校の教育活動というのは、昼の通常の中学校とはまた違う、制度の特殊性、生徒さんの多様性、生徒さんそれぞれの個別の事情への特別な理解や寄り添い、などさまざま夜間中学校が求められ、考慮すべき点が多くあるからです。その一つ一つの「考慮すべきこと」を開校前に知り、準備をしておく必要があります。これも、上記の意見と同じく他県での準備過程では行われていることです。これから開校までの準備の作業の中の一つとして「先行して実践をしている夜間中学校の実践者、専門家」からの意見を聴取し、開校の準備を進める場面をつくり、アドバイザーとして招へいすることを要望します。	公立夜間中学を設置するために必要な検討項目や準備の内容、具体的な教育課程や職員体制、準備段階や開校後での課題などについて、すでに公立夜間中学を設置している地方公共団体の教育委員会事務局や、先進的な実践を行っている公立夜間中学の関係者から情報提供や助言を受けながら、準備を進めてきました。今後も、全国の関係者からの協力や助言をいただきながら、開校に向けた準備を進めていきます。	無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
41	その他全般	<p>本設置基本計画素案は、有識者会議での検討を経て作られたものと理解していますが、その有識者会議のメンバーに他県の夜間中学校での実践や公立夜間中学校の立ちあげにかかわったことのある実践者、実務者が入っていないことに、不安を持ちます。改めて、有識者会議もしくは担当者会議などの場で、公立・自主夜間中学校の運営や立ち上げにかかわった実践者の方からの意見を聴取して、素案の内容の精査を丁寧に行うべきであると私は考えます。なぜかというと、夜間中学校の教育活動というのは、昼の通常の中学校とはまた違う、制度の特殊性、生徒さんの多様性、生徒さんそれぞれの個別の事情への特別な理解や寄り添い、などさまざま夜間中学校が求められ、考慮すべき点が多くあるからです。その一つ一つの「考慮すべきこと」を開校前に知り、準備をしておく必要があります。これも、上記の意見と同じく他県での準備過程では行われていることです。これから開校までの準備の作業の中の一つとして「先行して実践をしている夜間中学校の実践者、専門家」からの意見を聴取し、開校の準備を進める場面をつくり、アドバイザーとして招へいすることを要望します。</p>	<p>公立夜間中学を設置するために必要な検討項目や準備の内容、具体的な教育課程や職員体制、準備段階や開校後での課題などについて、すでに公立夜間中学を設置している地方公共団体の教育委員会事務局や、先進的な実践を行っている公立夜間中学の関係者から情報提供や助言を受けながら、準備を進めてきました。</p> <p>今後も、全国の関係者の協力や助言をいただきながら、開校に向けた準備を進めていきます。</p>	無
42		<p>本設置基本計画素案は、有識者会議での検討を経て作られたものと理解していますが、その有識者会議のメンバーに他県の夜間中学校での実践や公立夜間中学校の立ちあげにかかわったことのある実践者、実務者が有識者として入っていないことに、新発田自主夜間中学校で実践を進めている者として不安を持ちます。改めて、有識者会議もしくは担当者会議などの場で、公立・自主夜間中学校の運営や立ち上げにかかわった実践者の方からの意見を聴取して、素案の内容の精査を丁寧に行うべきであると私は考えます。なぜかというと、夜間中学校の教育活動というのは、配慮をすべき事項の多さ、生徒さんそれぞれの個別の事情への理解や寄り添い、などさまざま考慮すべき点があるからです。その一つ一つの「考慮すべきこと」を開校前に知り、準備をしておく必要があると私は考えます。これから開校までの準備の作業の中の一つとして「先行して実践をしている夜間中学校の実践者、専門家」からの意見の聴取場面をつくり、アドバイザーとして招へいすることを要望します。よりよい新潟市立夜間中学の運営のために必要なことであると考えます。</p>		無